（児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準の廃止）

第二十八条　児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十八号）は、廃止する。

（障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求に関する省令の一部改正）

第二十九条　障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害児通所給付費等の請求に関する省令

第一条を次のように改める。

（定義）

第一条　この省令において「障害児通所給付費等」とは、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）に規定する障害児通所給付費、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児相談支援給付費をいう。

2　この省令において「審査支払機関」とは、市町村（特別区を含み、法第二十一条の五の七第十四項及び法第二十四条の二十六第六項の規定により支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託する場合にあっては、当該連合会とする。）又は都道府県（法第二十四条の三第十一項（法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により支払に関する事務を連合会に委託する場合にあっては、当該連合会とする。）をいう。

3　この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、障害児通所給付費等の請求をしようとする指定障害児通所支援事業者等（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下同じ。）、指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第三条の見出し中「障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費」を「障害児通所給付費等」に改め、同条中「障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費」を「障害児通所給付費等」に改め、同条を第五条とする。

第二条の見出し中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（障害児相談支援給付費の請求）

第四条　指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援給付費を請求しようとするときは、指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）の事業を行う事業所ごとに、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

第一条の次に次の一条を加える。

（障害児通所給付費の請求）

第二条　指定障害児通所支援事業者等は、障害児通所給付費を請求しようとするときは、指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所ごとに、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

附則第二条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「障害児施設給付費等明細書」を「障害児通所給付費・入所給付費等明細書」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項に規定する指定知的障害児施設等は、第一項の規定にかかわらず、障害児施設給付費等請求書又は障害児施設給付費等明細書」を「第二項に規定する指定障害児入所施設等は、同項の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書又は障害児通所給付費・入所給付費等明細書」に、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したもの（次項において「磁気ディスク等」という。）」を「磁気ディスク等」に、「により、障害児入所給付費」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「障害児施設給付費等明細書」を「障害児通所給付費・入所給付費等明細書」に、「指定施設支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援」を「指定通所支援又は指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　指定障害児相談支援事業者であって、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第四条の規定にかかわらず、障害児相談支援給付費請求書を市町村に提出することにより、障害児相談支援給付費を請求することができる。

5　第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等又は前項に規定する指定障害児相談支援事業者は、第一項又は前項の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書、障害児通所給付費・入所給付費等明細書又は障害児相談支援給付費請求書に代えて、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したもの（以下「磁気ディスク等」という。）のうち市町村が適当と認めるものを提出することにより、障害児通所給付費又は障害児相談支援給付費を請求することができる。

附則第二条第一項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「第二条」を「第三条」に、「障害児施設給付費等請求書」を「障害児通所給付費・入所給付費等請求書」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定障害児通所支援事業者等であって、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第二条の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書に障害児通所給付費・入所給付費等明細書を添えて、これを市町村（特別区を含む。第五項において同じ。）に提出することにより、障害児通所給付費を請求することができる。

附則第三条の見出し中「障害児施設給付費等請求書等」を「障害児通所給付費・入所給付費等請求書等」に改め、同条第一項中「前条第一項の障害児施設給付費等請求書」を「前条第一項及び第二項の障害児通所給付費・障害児入所給付費等請求書」に改め、同条第二項中「前条第一項の障害児施設給付費等明細書」を「前条第一項及び第二項の障害児通所給付費・入所給付費等明細書」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前条第四項の障害児相談支援給付費請求書の様式は、様式第三のとおりとする。